

議案第84号

損害賠償の決定について

次のとおり、下水道施設による損害賠償について示談し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年9月13日

三朝町長 吉田 秀 光

平成14年9月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

- 1 示談の相手方 鳥取県東伯郡東郷町長江71番地6  
窪 田 茂 幸
- 2 示談の要旨 町は、損害賠償金として211,361円を支払うものとする。
- 3 示談の理由 下水道施設の管理不行き届きにより、相手方の所有する自家用車に損害を与えたことについて、その修繕に係る経費を町が負担することにより、示談するものである。